

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年 1月15日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高村 孝

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番 1号

【事務連絡者氏名】 中川 祐子

【電話番号】 03 - 4530 - 7409

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、2019年7月12日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

～ <略>

ファンドの特色

- 1 主として外国投資信託への投資を通じて、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券市場に投資します。
 - ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス^{※1}の動きに連動した投資成果の獲得を目指す外国投資信託「SPDR^{スピアダー}ブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF^{※2}」受益証券を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。
 - ※1 ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックスは、正式名称を「Bloomberg Barclays Emerging Markets Local Currency Liquid Government Index」といい、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券で構成される債券価格指数であり、ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)を当ファンドのベンチマークとします。投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
 - ※2 正式名称は「SPDR^{スピアダー} Bloomberg Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF」といい、後掲する「投資対象とする投資信託の概要」をご参照ください。
 - 国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得を目指す「短期国債マザーファンド」受益証券にも投資を行います。
- 2 当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。
 - ※ファンド・オブ・ファンズ方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。
- 3 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - ※投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

<略>

<訂正後>

～ <略>

ファンドの特色

- 1 主として外国投資信託への投資を通じて、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券市場に投資します。
 - ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス^{※1}の動きに連動した投資成果の獲得を目指す外国投資信託「SPDR^{スピアダー}ブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF^{※2}」受益証券を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。
 - ※1 ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックスは、正式名称を「Bloomberg Barclays Emerging Markets Local Currency Liquid Government Index」といい、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券で構成される債券価格指数であり、ブルームバーグ・バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)を当ファンドのベンチマークとします。投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
 - ※2 正式名称は「SPDR^{スピアダー} Bloomberg Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF」といい、後掲する「投資対象とする投資信託の概要」をご参照ください。
 - 国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得を目指す「短期国債マザーファンド」受益証券にも投資を行います。
- 2 当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。
- 3 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - 投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

<略>

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

～ <略>

委託会社の概況（本書提出日現在）

１）<略>

２）沿革

1998年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
1998年3月31日	投資顧問業の登録
1998年8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年9月30日	金融商品取引業者の登録
2008年7月1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

３）<略>

<訂正後>

～ <略>

委託会社の概況（本書提出日現在）

１）<略>

２）沿革

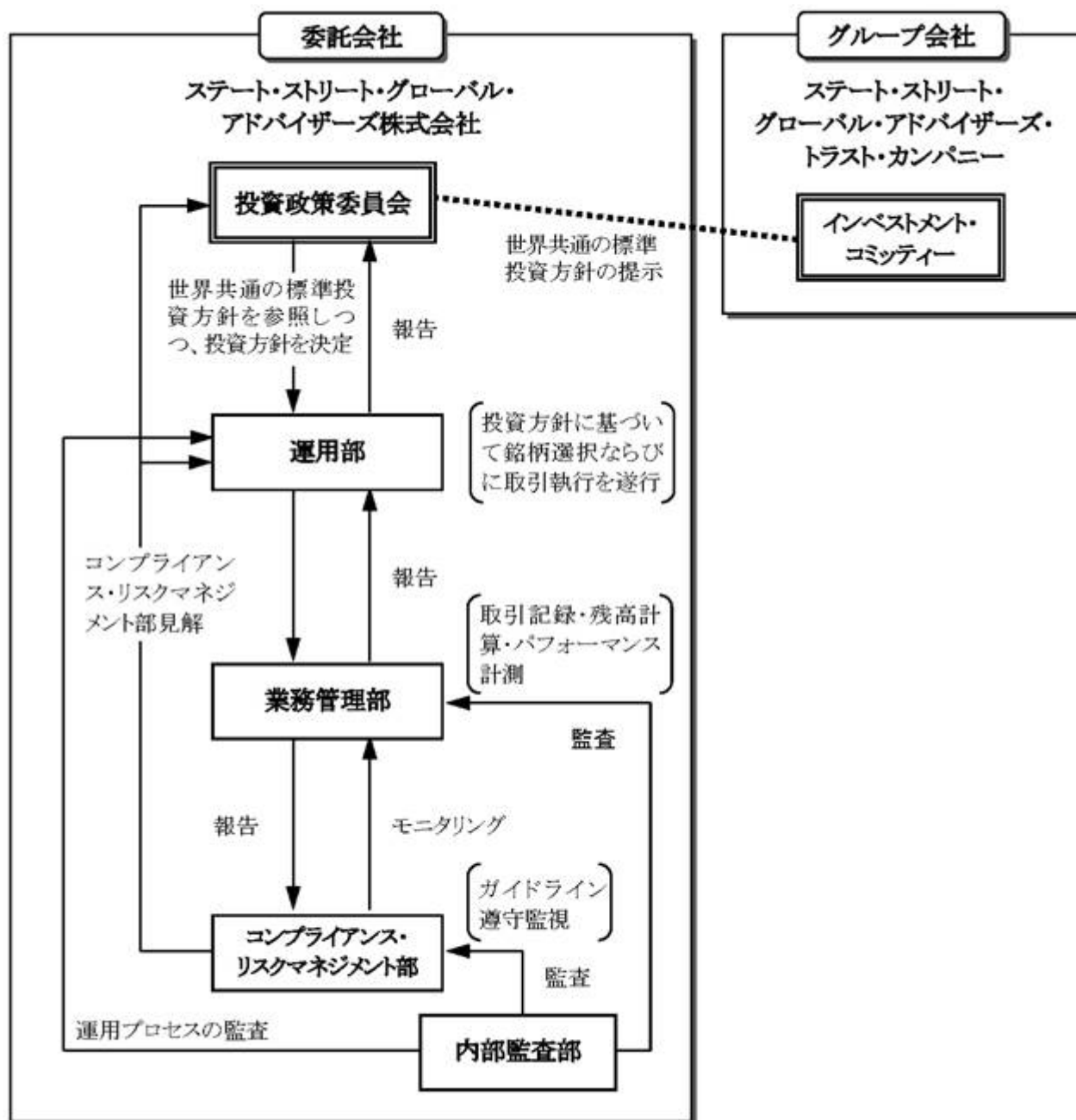
1998年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
1998年3月31日	投資顧問業の登録
1998年8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年9月30日	金融商品取引業者の登録（登録番号： <u>関東財務局長（金商）第345号</u> ）
2008年7月1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

３）<略>

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル/プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

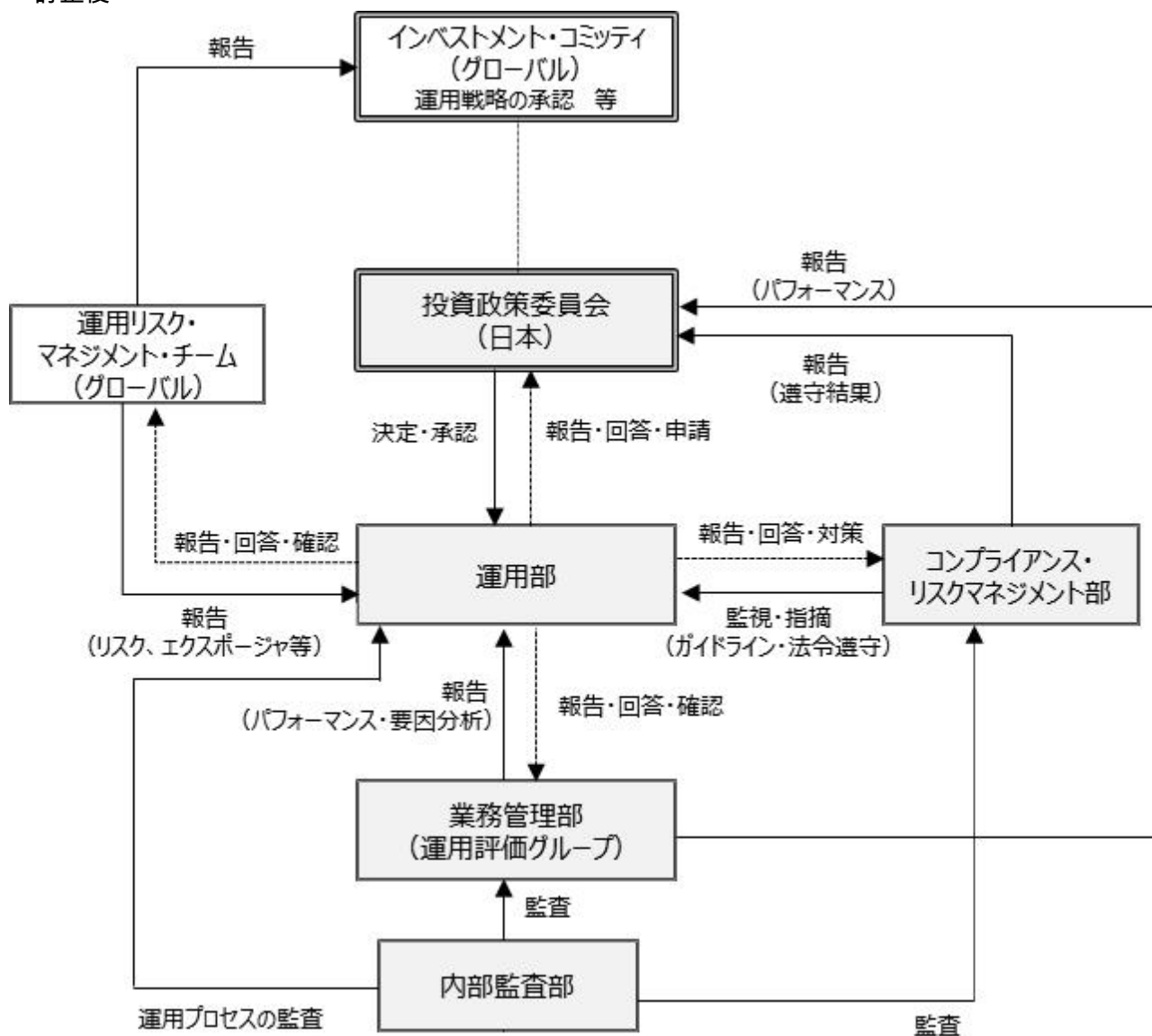
ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成さ

れています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

< 略 >

< 訂正後 >



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル/プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(SSGA)のグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行っています。当チームは運用チームとは独立した組織で、SSGAグローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスポージャーによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。当チームが行った戦略代表口座の分析結果は、インベストメント・コミッティ(グローバル)およびグローバルの運用戦略責任者によってレビューされています。

<略>

3【投資リスク】

<訂正前>

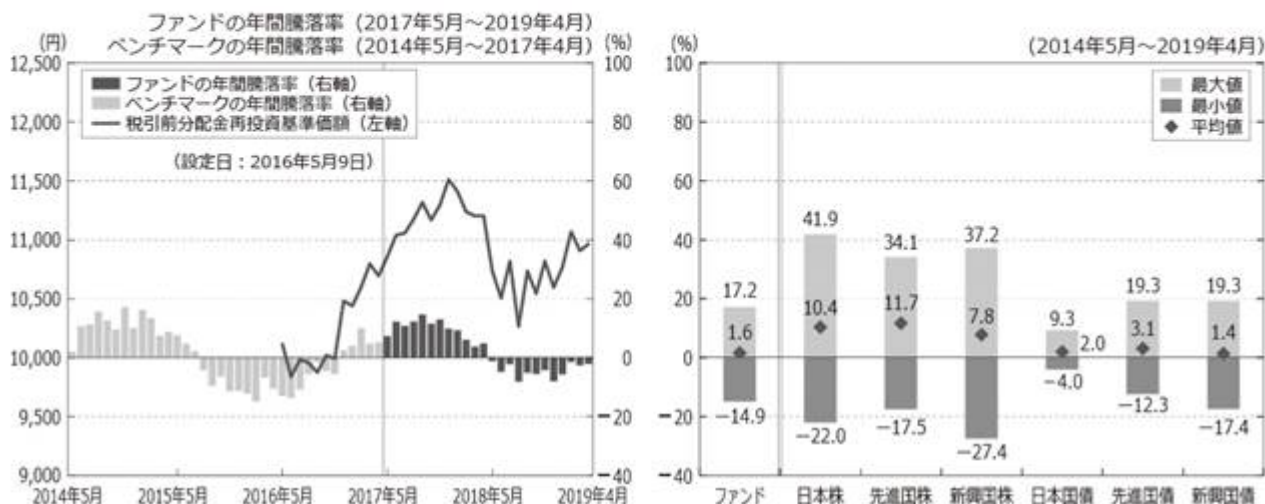
(1)～(3) <略>

<参考情報> 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率(ベンチマークの年間騰落率を含みます。)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 - ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 - ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
 - ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率(2014年5月～2017年4月)を含みます。
 - ・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
 - ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

■「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

<訂正後>

(1)～(3) <略>

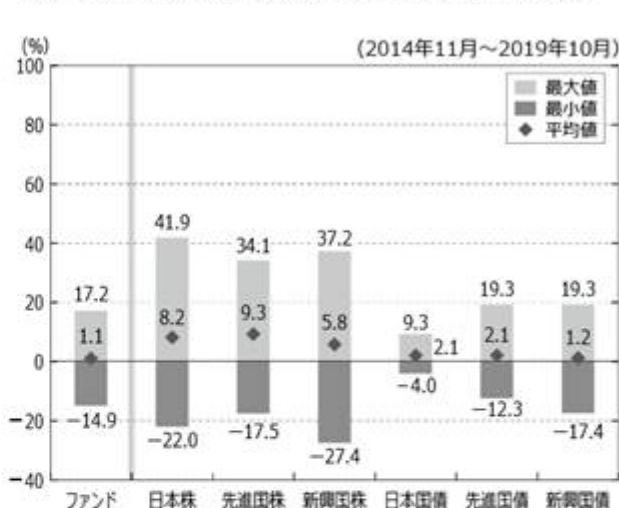
<参考情報> 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率(ベンチマークの年間騰落率を含みます。)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 - ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 - ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
 - ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率(2014年11月～2017年4月)を含みます。
 - ・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
 - ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数**日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)**

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（3）【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.1296%^{*}（税抜0.12%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%に引き上げられる場合は、年率0.132%になります。

<略>

外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF」受益証券において、別途、運用報酬等として純資産総額に対し年率0.55%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年率0.6796%^{*}程度となります。なお、この運用報酬等は、将来変更される可能性があります。

*消費税率が10%に引き上げられる場合は、年率0.682%になります。

<訂正後>

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.132%（税抜0.12%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

<略>

外国投資信託「SPDRブルームバーグ・バークレイズ新興国債券UCITS ETF」受益証券において、別途、運用報酬等として純資産総額に対し年率0.55%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年率0.682%程度となります。なお、この運用報酬等は、将来変更される可能性があります。

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

<略>

上記は、2019年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

<略>

<訂正後>

<略>

上記は、2019年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<略>

5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

(1)【投資状況】

(2019年10月31日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	1,895,436,962	99.68
親投資信託受益証券	日本	19,923	0.00
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		6,088,851	0.32
純資産総額		1,901,545,736	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券(短期国債マザーファンド)

(2019年10月31日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	10,000,150,000	18.34
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		44,534,265,873	81.66
純資産総額		54,534,415,873	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年10月31日現在)

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	SPDRブルームバーグ・パークレイズ新興国債券 UCITS ETF	-	240,615	7,649.90	1,840,682,805	7,877.46	1,895,436,962	99.68
2	日本	親投資信託受益証券	短期国債マザーファンド	-	19,637	1.0152	19,935	1.0146	19,923	0.00
									投資比率:合計	99.68

(注1)全銘柄について記載しています。

(注2)投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注3)2019年10月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券	-	99.68
国内	親投資信託受益証券	-	0.00
合計			99.68

(注1)投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

(注2)2019年10月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）

投資有価証券の主要銘柄

（2019年10月31日現在）

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	第848回 国庫短期証 券	0.000	2019/11/05	10,000,000,000	100.02	10,002,490,000	100.00	10,000,150,000	18.34
投資比率：合計											18.34

（注1）全銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	-	18.34
合 計		18.34

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

2019年10月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの 純資産額（円）	
第1期	(2017年 4月17日)	分配付：	332,240,275	分配付：	1.0392
		分配落：	329,362,946	分配落：	1.0302
第2期	(2018年 4月16日)	分配付：	950,496,132	分配付：	1.1177
		分配落：	950,496,132	分配落：	1.1177
第3期	(2019年 4月15日)	分配付：	2,377,306,227	分配付：	1.1136
		分配落：	2,377,306,227	分配落：	1.1136
2018年10月末日		2,075,992,486		1.0453	
11月末日		2,180,244,216		1.0725	
12月末日		2,167,953,954		1.0504	
2019年 1月末日		2,261,493,406		1.0674	
2月末日		2,332,086,563		1.0973	
3月末日		2,306,077,685		1.0813	
4月末日		2,310,760,676		1.0871	
5月末日		2,218,665,979		1.0664	
6月末日		2,316,941,005		1.1009	
7月末日		1,822,464,331		1.1239	
8月末日		1,784,735,848		1.0793	
9月末日		1,844,212,814		1.1069	
10月末日		1,901,545,736		1.1391	

【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	自2016年 5月 9日 至2017年 4月17日	0.0090円
第2期	自2017年 4月18日 至2018年 4月16日	0.0000円
第3期	自2018年 4月17日 至2019年 4月15日	0.0000円

【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自2016年 5月 9日 至2017年 4月17日	3.9%
第2期	自2017年 4月18日 至2018年 4月16日	8.5%
第3期	自2018年 4月17日 至2019年 4月15日	0.4%
	自2019年 4月16日 至2019年10月15日	0.8%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自2016年 5月 9日 至2017年 4月17日	361,653,081	41,949,801	319,703,280
第2期	自2017年 4月18日 至2018年 4月16日	660,151,968	129,463,841	850,391,407
第3期	自2018年 4月17日 至2019年 4月15日	1,720,924,785	436,525,779	2,134,790,413
	自2019年 4月16日 至2019年10月15日	330,066,753	787,707,727	1,677,149,439

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報) 運用実績

(2019年10月31日現在)

基準価額・純資産の推移



<基準価額・純資産総額>

基準価額	11,391円
純資産総額	1,902百万円

分配の推移

決算期	分配金
第1期 (2017年4月17日)	90円
第2期 (2018年4月16日)	0円
第3期 (2019年4月15日)	0円
設定来累計	90円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

主要な資産の状況

(外国投資信託のデータを表示しています。)

ファンド特性値

銘柄数	474
平均年限	8.96
最終利回り	4.32%
実効デュレーション	6.36

格付別構成比

格付	比率
Aaa	1.09%
Aa	12.59%
A	34.67%
Baa	33.58%
Below Baa	18.02%

セクター別構成比

セクター	比率
Treasury	98.15%
Cash	0.81%
Agency	0.72%
Non Corporates	0.32%

上位10銘柄

銘柄名/利率/償還日	比率
LETRA TESOORO NACIONAL 1/7/2020	2.41%
NOTA DO TESOORO NACIONAL 10 1/1/2023	1.52%
MEX BONOS DE DESARROLLO M 20 7.5 3/6/2027	1.43%
LETRA TESOORO NACIONAL 1/7/2022	1.23%
KOREA TREASURY BOND 2612 1.5 10/12/2026	1.08%
MEX BONOS DESARR FIX RT M 6.5 9/6/2022	1.01%
INDONESIA GOVERNMENT FR68 8.375 15/03/2034	1.00%
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA R186 10.5 21/12/2026	0.99%
TITULOS DE TESORERIA B 7 4/5/2022	0.98%
NOTA DO TRESORO NACIONAL 10 1/1/2025	0.93%

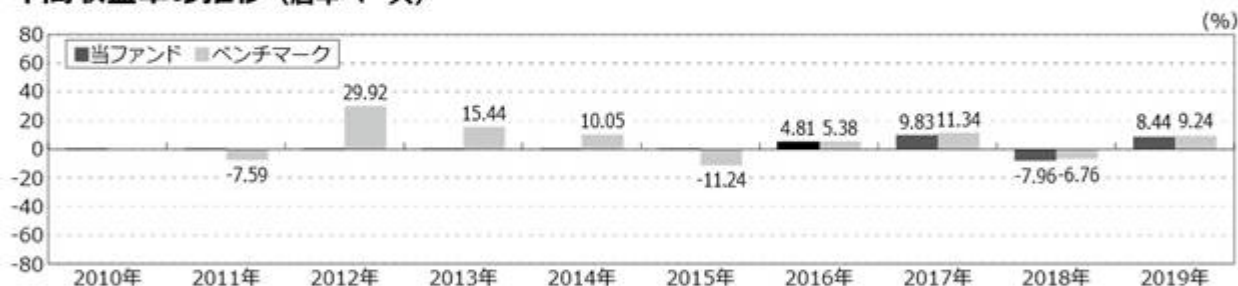
国別構成

国名	比率
South Korea	9.98%
Brazil	9.78%
Indonesia	9.14%
Mexico	8.98%
Thailand	8.94%
Malaysia	8.33%
Poland	5.95%
South Africa	5.81%
Russia	5.33%
China	4.00%
Israel	3.91%
Colombia	3.46%
Philippines	2.97%
Czech Republic	2.64%
Turkey	2.45%
Hungary	2.22%
Peru	2.08%
Chile	1.70%
Romania	1.57%
United States	0.45%
Supranational	0.32%

※上記の比率は外国投資信託の純資産総額対比

※主要な資産の状況は、2019年10月31日現在で算出しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2011年の年間収益率は1月17日(インデックス取得可能日)を起点に算出した数値です。

※2016年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。

※2019年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から10月末までで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

(1) < 略 >

(2) < 略 >

< 訂正後 >

(1) < 略 >

(2) < 略 >

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2019年4月16日から2019年10月15日まで)の中間財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

末尾に「中間財務諸表」を追加します。

< 末尾追加 >

【中間財務諸表】

ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2019年 4月15日現在)	当中間計算期間末 (2019年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,103,477	1,639,560
金銭信託	5,133,836	2,024
コール・ローン	15,236,686	13,889,111
投資信託受益証券	2,365,053,992	1,870,714,707
親投資信託受益証券	19,935	19,925
派生商品評価勘定	18,900	2,600
流動資産合計	2,386,566,826	1,886,267,927
資産合計	2,386,566,826	1,886,267,927
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,719,708	1,466,170
未払受託者報酬	355,579	338,573
未払委託者報酬	1,066,697	1,015,660
未払利息	36	38
その他未払費用	118,579	112,796
流動負債合計	9,260,599	2,933,237
負債合計	9,260,599	2,933,237
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,134,790,413	1 1,677,149,439
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	242,515,814	206,185,251
(分配準備積立金)	103,611,302	68,533,807
元本等合計	2,377,306,227	1,883,334,690
純資産合計	2,377,306,227	1,883,334,690
負債純資産合計	2,386,566,826	1,886,267,927

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2018年 4月17日 至 2018年10月16日	当中間計算期間 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日
営業収益		
受取配当金	43,939,107	40,672,287
受取利息	22,255	19,613
有価証券売買等損益	168,861,486	55,693,842
為替差損益	43,741,888	74,016,376
営業収益合計	81,158,236	22,369,366
営業費用		
支払利息	5,472	6,258
受託者報酬	232,984	338,573
委託者報酬	698,906	1,015,660
その他費用	193,144	315,298
営業費用合計	1,130,506	1,675,789
営業利益又は営業損失（ ）	82,288,742	20,693,577
経常利益又は経常損失（ ）	82,288,742	20,693,577
中間純利益又は中間純損失（ ）	82,288,742	20,693,577
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	6,773,958	477,124
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	100,104,725	242,515,814
剰余金増加額又は欠損金減少額	74,254,153	30,238,598
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	74,254,153	30,238,598
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,062,131	87,739,862
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	16,062,131	87,739,862
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	82,781,963	206,185,251

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (2019年 4月15日現在)	当中間計算期間末 (2019年10月15日現在)
<p>1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額</p>	<p>850,391,407円 1,720,924,785円 436,525,779円</p>	<p>2,134,790,413円 330,066,753円 787,707,727円</p>
<p>2 受益権の総数</p>	<p>2,134,790,413口</p>	<p>1,677,149,439口</p>

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当する事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (2019年 4月15日現在)	当中間計算期間末 (2019年10月15日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありませ	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありませ
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	前計算期間末（2019年 4月15日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	10,061,100	-	10,080,000	18,900
	合 計	10,061,100	-	10,080,000	18,900

注) 1. 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	当中間計算期間末（2019年10月15日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	14,089,400	-	14,092,000	2,600
	合 計	14,089,400	-	14,092,000	2,600

注) 1. 時価の算定方法

(1) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前計算期間末 （2019年 4月15日現在）	当中間計算期間末 （2019年10月15日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1136 円 （11,136 円）	1.1229 円 （11,229 円）

< 参考 >

当ファンドは「短期国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「短期国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2019年 4月15日現在)	(2019年10月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		20,099,151,960	8,028,970
コール・ローン		59,652,171,969	55,098,148,902
国債証券		-	10,000,760,000
流動資産合計		79,751,323,929	65,106,937,872
資産合計		79,751,323,929	65,106,937,872
負債の部			
流動負債			
未払解約金		-	12,380,777,725
未払利息		144,276	152,161
その他未払費用		549,922	2,580
流動負債合計		694,198	12,380,932,466
負債合計		694,198	12,380,932,466
純資産の部			
元本等			
元本	1	78,558,608,070	51,962,922,903
剰余金			
剰余金又は欠損金()		1,192,021,661	763,082,503
元本等合計		79,750,629,731	52,726,005,406
純資産合計		79,750,629,731	52,726,005,406
負債純資産合計		79,751,323,929	65,106,937,872

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月16日から、翌年4月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2019年 4月15日現在)	(2019年10月15日現在)
1 期首元本額	62,789,495,461円	78,558,608,070円
期中追加設定元本額	49,986,220,198円	34,271,136,304円
期中一部解約元本額	34,217,107,589円	60,866,821,471円
元本の内訳		
ファンド名		
短期国債ファンドV A <適格機関投資家限定>	52,284,435,368円	26,260,683,591円
ステートストリート・ゴールド ファンド（為替ヘッジあり）	98,252円	98,252円
ステート・ストリート新興国債 券インデックス・オープン	19,637円	19,637円
米国ドル・インバースファンド （建玉非調整型）<適格機関投資家限定>	786,319,286円	- 円
米国株式インバースファンド （建玉非調整型）/ 為替ヘッジ あり B <適格機関投資家限定>	12,201,416,897円	- 円
フレックス資産配分ファンド・ プラス<適格機関投資家限定>	8,758,991,772円	10,532,565,524円
債券タームスプレッド・プレミ ア戦略ファンド<適格機関投資 家限定>	2,559,113,498円	2,559,113,498円
為替スマートベータ・プレミア 戦略ファンド<適格機関投資家 限定>	1,968,213,360円	1,968,213,360円
債券タームスプレッド・プレミ ア・ファンド<適格機関投資家 限定>	- 円	10,346,604,287円
フレックス資産配分ファンド< 適格機関投資家限定>	- 円	295,624,754円
計	78,558,608,070円	51,962,922,903円

2 受益権の総数	78,558,608,070口	51,962,922,903口
----------	-----------------	-----------------

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	（2019年 4月15日現在）	（2019年10月15日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（2019年 4月15日現在）	（2019年10月15日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0152 円 （10,152 円）	1.0147 円 （10,147 円）

2【ファンドの現況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

【純資産額計算書】

(2019年10月31日現在)

資産総額	1,909,101,439 円
負債総額	7,555,703 円
純資産総額 (-)	1,901,545,736 円
発行済口数	1,669,337,393 口
1口当たり純資産額 (/)	1.1391 円

<参考情報>

親投資信託受益証券（短期国債マザーファンド）

(2019年10月31日現在)

資産総額	54,534,543,823 円
負債総額	127,950 円
純資産総額 (-)	54,534,415,873 円
発行済口数	53,747,841,026 口
1口当たり純資産額 (/)	1.0146 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2019年10月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、135本であり、その純資産総額は2,298,685百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表ならびに第23期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
預金	2,376,164		2,933,318	
有価証券	22,684		44,368	
前払金	46,929		42,741	
前払費用	8,682		15,949	
未収入金	210,888		500,748	
未収還付法人税等	1,020		2,367	
未収委託者報酬	642,874		617,227	
未収収益	221,238		122,922	
流動資産計	3,530,482	53.2	4,279,642	60.3
固定資産				
有形固定資産	106,070		84,968	
建物附属設備	1 79,548		66,820	
器具備品	1 26,521		18,147	
無形固定資産	0		0	
ソフトウェア	2 0		0	
投資その他の資産	3,002,584		2,732,068	
長期差入保証金	66,014		63,377	
繰延税金資産	2,931,719		2,662,416	
その他投資	4,850		6,275	
固定資産計	3,108,655	46.8	2,817,037	39.7
資産合計	6,639,137	100.0	7,096,680	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
流動負債				
預り金	123,003		134,522	
未払金	295,067		286,607	
未払手数料	131,425		123,825	
その他未払金	163,642		162,781	
未払費用	2,095		1,928	
未払法人税等	6,486		1,181	
未払消費税等	33,130		27,995	
賞与引当金	85,243		57,088	
流動負債計	545,027	8.2	509,323	7.2
固定負債				
退職給付引当金	65,230		67,644	
固定負債計	65,230	1.0	67,644	1.0
負債合計	610,257	9.2	576,968	8.1
(純資産の部)		%		%
株主資本	6,028,879	90.8	6,519,711	91.9
資本金	310,000		310,000	
利益剰余金				
利益準備金	77,500		77,500	
その他利益剰余金				
別途積立金	31,620		31,620	
繰越利益剰余金	5,609,759		6,100,591	
純資産合計	6,028,879	90.8	6,519,711	91.9
負債・純資産合計	6,639,137	100.0	7,096,680	100.0

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日		当事業年度 自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
営業収益		%		%
委託者報酬	2,350,838		2,337,607	
投資顧問収入	1,772,901		2,367,856	
その他営業収益	20,464		17,873	
営業収益計	4,144,205	100.0	4,723,337	100.0
営業費用				
支払手数料	523,308		502,719	
広告宣伝費	43,448		39,808	
公告費	1,140		1,140	
調査費	417,484		585,088	
調査費	257,351		353,007	
委託調査費	158,734		230,952	
図書費	1,398		1,129	
委託計算費	151,080		153,098	
営業雑経費	31,907		44,871	
通信費	4,058		4,783	
印刷費	9,892		9,076	
協会費	9,442		8,632	
諸会費	2,072		6,374	
その他	6,441		16,005	
営業費用計	1,168,368	28.2	1,326,726	28.1
一般管理費				
給料	1,277,564		1,315,296	
役員報酬	249,245		211,622	
給料・手当	804,242		876,471	
賞与	162,677		192,102	
賞与引当金繰入額	61,399		35,098	
交際費	3,788		3,029	
旅費交通費	26,904		21,095	
租税公課	11,290		6,373	
不動産賃借料	95,293		104,671	
退職給付費用	41,704		79,897	
固定資産減価償却費	22,523		21,600	
福利厚生費	113,473		116,798	
事務手数料	254,170		773,947	
諸経費	145,755		190,123	
一般管理費計	1,992,467	48.1	2,632,834	55.7
営業利益	983,368	23.7	763,777	16.2
営業外収益				

有価証券運用益		3,607			1,711	
雑収入		9,153			50	
営業外収益計		12,761	0.3		1,762	0.0
営業外費用						
支払利息		169			-	
為替差損		601			46	
雑損失		241			277	
営業外費用計		1,012	0.0		324	0.0
経常利益		995,117	24.0		765,215	16.2
特別利益						
事業再構築費用戻入		-			5,262	
特別利益計		-	0.0		5,262	0.1
特別損失						
事業再構築費用		28,134			6,296	
事務処理損失		0			714	
ゴルフ会員権売却損		-			2,800	
特別損失計		28,134	0.7		9,811	0.2
税引前当期純利益		966,983	23.3		760,665	16.1
法人税,住民税及び事業税		530	0.0		530	0.0
法人税等調整額		340,417	8.2		269,303	5.7
当期純利益		626,035	15.1		490,831	10.4

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		利益準備金	その他利益 剰余金				
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	4,983,724	5,092,844	5,402,844	5,402,844
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	626,035	626,035	626,035	626,035
当期変動額合計	-	-	-	626,035	626,035	626,035	626,035
当期末残高	310,000	77,500	31,620	5,609,759	5,718,879	6,028,879	6,028,879

当事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		利益準備金	その他利益 剰余金				
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	5,609,759	5,718,879	6,028,879	6,028,879
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	490,831	490,831	490,831	490,831
当期変動額合計	-	-	-	490,831	490,831	490,831	490,831
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,100,591	6,209,711	6,519,711	6,519,711

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 3～7年
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生翌事業年度に一括損益処理しております。
5. その他 財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[表示方法の変更]

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」669,807千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,931,719千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従い、その記載をしておりません。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2018年3月 31日現在)	当事業年度 (2019年3月 31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 42,115千円 器具備品 29,212千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 54,843千円 器具備品 38,003千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

（損益計算書関係）

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額20,209千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額254,170千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。	移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額17,341千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額773,947千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

該当ありません。

当事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日
2019年6月26日 定時株主総会（予定）	普通株式	490,000千円	79,032.25円	2019年3月31日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

2018年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	2,376,164	2,376,164	-
(2)未収入金	210,888	210,888	-
(3)未収委託者報酬	642,874	642,874	-
(4)預り金	123,003	123,003	-
(5)未払手数料	131,425	131,425	-
(6)その他未払金	163,642	163,642	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

2019年3月31日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	2,933,318	2,933,318	-
(2)未収入金	500,748	500,748	-
(3)未収委託者報酬	617,227	617,227	-
(4)預り金	134,522	134,522	-
(5)未払手数料	123,825	123,825	-
(6)その他未払金	162,781	162,781	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (2018年3月 31日 現在)	当事業年度 (2019年3月 31日 現在)
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 22,684千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 1,913千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 44,368千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 1,704千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
退職給付債務の期首残高	469,114
勤務費用	45,881
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	9,915
退職給付の支払額	51,823
退職給付債務の期末残高	473,087

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
退職給付債務の期首残高	473,087
勤務費用	51,555
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	52,891
退職給付の支払額	75,129
退職給付債務の期末残高	502,405

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
年金資産の期首残高	367,412
期待運用収益	2,717
数理計算上の差異の発生額	8,568
事業主からの拠出額	53,470
退職給付の支払額	51,823
年金資産の期末残高	380,344

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
年金資産の期首残高	380,344
期待運用収益	2,814
数理計算上の差異の発生額	32,480
事業主からの拠出額	56,396
退職給付の支払額	75,129
年金資産の期末残高	<u>396,905</u>

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
積立型制度の退職給付債務	473,087
年金資産	<u>380,344</u>
	92,742
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	<u>92,742</u>
未認識数理計算上の差異	1,347
未認識過去勤務費用	<u>26,164</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,230

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
積立型制度の退職給付債務	502,405
年金資産	<u>396,905</u>
	105,499
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	<u>105,499</u>
未認識数理計算上の差異	20,411
未認識過去勤務費用	<u>17,443</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,644

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
退職給付費用	25,902
(1)勤務費用	<u>45,881</u>
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益（減算）	2,717
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	<u>25,983</u>

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
退職給付費用	58,810
(1)勤務費用	51,555
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益（減算）	2,814
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	1,347

6．年金資産に関する事項

前事業年度（2018年3月31日現在）

年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.0%
その他	2.0%
合計	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2019年3月31日現在）

年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2018年3月 31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2019年3月 31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

8. 確定拠出制度

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,262千円であります。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,720千円 であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位: 千円)		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位: 千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
連結納税適用に伴う影響額	1,837,768	連結納税適用に伴う影響額	1,225,179
賞与引当金繰入超過額	21,749	賞与引当金繰入超過額	14,373
退職給付引当金	21,040	退職給付引当金	21,778
繰越欠損金	1,001,357	(注)繰越欠損金	1,372,856
その他	49,802	その他	28,228
繰延税金資産 合計	2,931,719	繰延税金資産 合計	2,662,416
繰延税金負債との相殺	-	繰延税金負債との相殺	-
繰延税金資産の純額	2,931,719	繰延税金資産の純額	2,662,416

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	1,372,856	1,372,856
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,372,856	(*2) 1,372,856

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,372,856千円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産1,372,856千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 30.8%	法定実効税率 30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目 4.5%	交際費等永久に損金に 算入されない項目 5.3%
その他 0.1%	その他 0.5%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 35.2%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率 35.4%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は
35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は
35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

（セグメント情報）

1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2.セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

前事業年度											
自 2017年4月 1日											
至 2018年3月 31日											
種 類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上の 関係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アソシエーツ・トラスト・カンパニー	米国 マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取 事務手数料の支払	155,038 100,307 98,690 20,209 254,170	前払金 未収入金 未払金	4,422 38,775 14,495
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 人件費等の支払	35,330 141,349	前払金	42,506
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	16,773	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	255 14,663	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

- 5 . ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度											
自 2018年4月 1日											
至 2019年3月 31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上の 関係				
同一の 親会社 を持つ 会社	ステート・スト リート・バン ク・アン ド・トラ スト・カバ ニー	米国 マサチューセツ 州ボストン 市	29百万 米ドル	銀行、 投資顧 問、投 資信託 委託業 務、及 びそれ らの関 連業務	なし	なし	助言など の投資顧 問サービスの 提供並び に受入れ ソフ ト ウ ェ ア の 使 用 契 約 人件費等 及び事務 手数料の 支払	ソフトウェ ア使用料の 支払 投資顧問料 の支払 人件費等の 支払 事務手数料 の受取 事務手数料 の支払	229,260 164,709 135,677 17,341 773,947	前払金 未払金	8,051 30,899
	ステート・スト リート信託 銀行株式 会社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託 計理の事 務サービスの 受入れ 兼職社員 の人件費 支払等	投資信託計 理業務委託 人件費等の 支払	35,235 159,558	前払金	34,689
	ステート・スト リート・グ ローバル・ア ドバイザー ズ・ユニテ ッド・キング ダム	英国 ロンドン	62百万 ポンド	投資顧 問、投 資信託 委託業 務	なし	なし	投資顧問 サービスの受 入れ	投資顧問料 の支払	16,146	-	-
	ステート・スト リート・グ ローバル・ア ドバイザー ズ・シンガ ポール	シンガポール シンガポール 市	136万シ ンガポール ドル	投資顧 問業	なし	なし	投資顧問 サービスの受 入れ及び ETF商 品の紹介	紹介料の受 取 投資顧問料 の支払	531 19,937	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
1株当たり純資産 972,399円98銭 1株当たり当期純利益 100,973円44銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産 1,051,566円42銭 1株当たり当期純利益 79,166円44銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
当期純利益（千円）	626,035	490,831
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	626,035	490,831
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第23期中間会計期間末 (2019年 9月30日現在)	
		金 額	構成比
(資産の部)			%
流動資産			
預金			2,511,636
有価証券			22,042
前払金			51,061
前払費用			8,756
未収入金			669,231
未収委託者報酬			640,786
未収収益			334,586
流動資産計			4,238,102
固定資産			
有形固定資産			74,183
建物附属設備	1	60,457	
器具備品	1	13,726	
無形固定資産			0
ソフトウェア		0	
投資その他の資産			2,586,171
長期差入保証金		70,868	
繰延税金資産		2,509,027	
その他投資		6,275	
固定資産計			2,660,354
資産合計			6,898,456
(負債の部)			%
流動負債			
預り金			21,231
未払金			222,874
未払手数料		128,750	
その他未払金		94,124	
未払費用			7,535
未払法人税等			2,605
未払消費税等	2		40,995
賞与引当金			204,502
流動負債計			499,744
固定負債			
退職給付引当金			82,532
固定負債計			82,532
負債合計			582,276
(純資産の部)			%
株主資本			6,316,179
資本金		310,000	
利益剰余金		6,006,179	
利益準備金		77,500	
その他利益剰余金			
別途積立金		31,620	
繰越利益剰余金		5,897,059	
純資産合計			6,316,179
負債・純資産合計			6,898,456

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第23期中間会計期間	
		自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日	
		金額	構成比
			%
営業収益			
委託者報酬		1,189,462	
投資顧問収入		1,385,359	
その他営業収益	1	22,437	
営業収益計		2,597,260	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		730,763	
支払手数料		253,189	
その他営業費用		477,573	
一般管理費	2	1,425,365	
営業費用・一般管理費計		2,156,129	83.0
営業利益		441,131	17.0
営業外収益		3,496	0.1
営業外費用		3,733	0.1
経常利益		440,894	17.0
特別損失		772	0.0
税引前中間純利益		440,121	16.9
法人税,住民税及び事業税		265	0.0
法人税等調整額		153,388	5.9
中間純利益		286,467	11.0

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計	
			その他利益 剰余金				
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,100,591	6,209,711	6,519,711	6,519,711
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	490,000	490,000	490,000	490,000
中間純利益	-	-	-	286,467	286,467	286,467	286,467
当中間期変動額合計	-	-	-	203,532	203,532	203,532	203,532
当中間期末残高	310,000	77,500	31,620	5,897,059	6,006,179	6,316,179	6,316,179

[重要な会計方針]

	<p style="text-align: center;">第23期中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日</p>				
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">9～10年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">3～7年</td> </tr> </table>	建物附属設備	9～10年	器具備品	3～7年
建物附属設備	9～10年				
器具備品	3～7年				
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>				
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p style="margin-left: 40px;">退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p style="margin-left: 40px;">数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p style="margin-left: 40px;">数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。</p>				
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (2019年9月30日 現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	61,206 千円
器具備品	42,424 千円
2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
1. 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額22,145千円は、損益計算書のその他営業収益に含まれております。	
2. 減価償却実施額	
有形固定資産	10,929千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第23期中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)	
普通株式	6,200	-	-	6,200	
2. 当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項					
決議	株式の種類	配当金の 総額	1株あたりの配 当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	490,000千 円	79,032.25円	2019年3月31日	2019年6月27日

（金融商品関係）

第23期中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日			
1. 金融商品の時価等に関する事項			
2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。			
（単位：千円）			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	2,511,636	2,511,636	-
(2)未収入金	669,231	669,231	-
(3)未収委託者報酬	640,786	640,786	-
(4)未収収益	334,586	334,586	-
(5)未払手数料	128,750	128,750	-
(6)その他未払金	94,124	94,124	-
（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項			
(1)預金 預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。			
(2)未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)未収収益、(5)未払手数料及び(6)その他未払金 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。			

（有価証券関係）

第23期中間会計期間末 (2019年9月30日 現在)	
売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	22,042千円
当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	3,336千円

（資産除去債務関係）

第23期中間会計期間末 (2019年9月30日 現在)	
資産除去債務の総額の期中における増減はありません。	

（デリバティブ取引関係）

第23期中間会計期間末

(2019年9月30日 現在)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第23期中間会計期間末

(2019年9月30日現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

第23期中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
1株当たり純資産額	1,018,738円66銭
1株当たり中間純利益	46,204円50銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	
注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
第23期中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
中間純利益（千円）	286,467
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	286,467
期中平均株式数（株）	6,200

（重要な後発事象）

第23期中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

（2）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月20日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月27日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート新興国債券インデックス・オープンの2019年4月16日から2019年10月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープンの2019年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2019年4月16日から2019年10月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)